

規制シート(様式)

190195800790001

平成28年12月27日

規制の名称	公共下水道維持に係る規制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	下水道法(昭和33年法律第79号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	水管理・国土保全局下水道部 下水道企画課長 住本靖
規制目的	公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資すること		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道の供用が開始された場合における公共下水道に接続した排水設備の設置義務。 ○継続して一定量以上の下水道を排除する者に対する下水の量又は水質及び使用開始の時期についての届出義務。 ○処理区域内のくみ取り式便所が設けられている建築物の所有者に対する水洗便所への改造義務。 ○著しく公共下水道又は流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対する除害施設の設置義務。 ○特定事業場からの下水の排除の制限。 ○特定施設の設置等の届出義務。 ○継続して一定の水質の下水を公共下水道に排除する者に対する水質の測定義務。 ○公共下水道等に対する行為の制限。 等	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	平成27年「水防法等の一部を改正する法律」による下水道法改正において、再生可能エネルギーの活用促進の観点から、下水道法第24条に定める行為の制限を緩和。本改正により、下水道の暗渠内に民間事業者による熱交換器の設置が可能となった。	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	平成27年度末時点において、全国の汚水処理人口普及率が89.9%、下水道処理人口普及率が77.8%と我が国における下水道の普及は着実に進んでいるが、引き続き下水道未整備地区における下水道の整備を促進させるため、及び既整備地区における下水道の維持管理、公共用水域の水質確保のために必要であるため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		